

指定小規模多機能型居宅介護重要事項説明書
指定介護予防小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

甲（利用者）： _____ 様

乙（事業者）： 小規模多機能型居宅介護 オレンジ

1. 事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人 友あい会
主たる事務所の所在地	福岡県田川郡添田町大字野田 1 4 9 4 番地の 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 加未満代
電話番号	0 9 4 7 - 8 2 - 4 4 4 3

介護保険法令に基づき福岡県知事又は
各事業所につき介護保険法令に基づき福岡県知事又は
添田町長から指定を受けている事業所
添田町長から指定を受けている居宅介護サービスの種類

名称	(指定番号)	
訪問介護 オレンジサービス		訪問介護・介護予防訪問介護
(指定事業者番号 4 0 7 9 3 0 0 2 6 7)		介護タクシー
グループホーム みかんの木		指定認知症対応型共同生活介護
(指定事業者番号 4 0 9 9 3 0 0 0 1 6)		指定介護予防認知症対応型共同生活介護

2. 事業所の目的及び運営方針

1 事業の目的

社会福祉法人友あい会が開設する小規模多機能型居宅介護 オレンジ（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）は要介護者及び要支援者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2 運営方針

事業所の職員は、通いを中心として、要介護者及び要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 オレンジ
指定事業者番号	4099300032
所在地	福岡県田川郡添田町大字添田 1 1 2 8 番地の 4
電話番号	0 9 4 7 - 8 2 - 5 1 0 8
営業日	3 6 5 日
営業時間（訪問サービス）	2 4 時間
同 （通いサービス）	9 時～ 1 5 時
同 （宿泊サービス）	1 5 時～ 9 時
通常の事業の実施地域	田川郡添田町
登録定員	2 5 人
利用定員（通いサービス）	1 5 人
同 （宿泊サービス）	8 人

設備概要

室数＜㎡＞

	室数	㎡
居室	8	8.695
居室	1	9.937
食堂・居間・台所	1	65.756
浴室	1	4.968
脱衣室	1	4.968
汚物室	1	5.796
事務室	1	10.428
宿直室・更衣室	1	9.937
ホール	1	21.944
研修室	1	19.874

4. 職員の職種、人数・勤務体制

（１）管理者：１人

（２）計画作成担当者：１人

（３）介護職員：９人

（４）勤務体制

昼間の体制：利用者３人につき１人

夜間の体制：１人

5. 協力医療機関

宮城内科胃腸科医院

6. 利用料金

- 居室利用料：800円／日額
- 水道光熱費：500円／日額
- 食材料費：朝食350円／日額、昼食350円／日額、夕食450円／日額

その他：おむつ代、理美容費、嗜好品の購入にかかる費用、電話使用料等は実費をご負担いただきます。

● 介護保険一部負担金

介護度	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担金
要支援1	3450単位	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	6972単位	6,972円	13,944円	20,916円
要介護1	10458単位	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	15370単位	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	22359単位	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	24677単位	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	27209単位	27,209円	54,418円	81,627円

● 加算

加算項目	単位	一割負担金
初期加算（入居日から30日以内の期間）	【1日につき】	
	30単位	30円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の14.9%	
看護職員配置加算（Ⅱ）	1月につき700単位	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1月につき1200単位	
サービス提供体制加算（Ⅰ）	1月につき750単位	

【介護度別短期宿泊（ショートステイ）利用料金】

● 介護保険一部負担金

介護度	単位	一割負担金	二割負担金	三割負担金
要支援 1	4 2 4 単位	424 円	848 円	1,272 円
要支援 2	5 3 1 単位	531 円	1,062 円	1,593 円
要介護 1	5 7 2 単位	572 円	1,144 円	1,716 円
要介護 2	6 4 0 単位	640 円	1,280 円	1,920 円
要介護 3	7 0 9 単位	709 円	1,418 円	2,127 円
要介護 4	7 7 7 単位	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 5	8 4 3 単位	843 円	1,686 円	2,529 円

● 加算

加算項目	単位	一割負担金
初期加算（入居日から 30 日以内の期間）	【1 日につき】	
	3 0 単位	30 円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 1 4.9 %	
看護職員配置加算（Ⅱ）	1 月につき 7 0 0 単位	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1 月につき 1 2 0 0 単位	
サービス提供体制加算（Ⅰ）	1 日につき 2 5 単位	

当事業所は、次の場合に限り、当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

①当事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。

②利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員(以下「居宅介護支援専門員」という)が、緊急に利用することが必要と認めること。

③当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。

④短期居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ 7 日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事由がある場合は 1 4 日以内）の利用期間を定めるものとする。

⑤短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

7. 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

8. 請求支払い方法

- ・原則的に1カ月分のご利用料金を一括して請求する月精算で、請求書は翌月10日頃に郵送させていただきます。
- ・お支払い方法は、現金または、指定の口座より振り替えさせていただくか、指定の口座へのお振り込みをお願いします。

振替 指定口座

口座 : 【 】

引き落とし日 : 【 】

振込 指定口座

口座 : 田川信用金庫 添田支店

口座番号 : 【 1 0 4 1 8 8 5 】

口座名義 : 社会福祉法人 友あい会

小規模多機能型居宅介護 オレンジ 統括部 加来真洋

9. サービスの内容

介護計画の立案

適切なアセスメントを行い、本人・代理人が望む生活が実現できるような介護計画作成を行います。

食事

- ・本人の希望、体調にあわせて、時間や場所の変更も可能です。

排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴

- ・原則、利用者様の介護計画に則って入浴または清拭を行います。

生活介護

- ・一人一人の生活リズムに合わせた支援をいたします。
- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・清潔な寝具を提供します。

生活相談

- ・利用者及び代理人からの相談について、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

行政手続き代行

- ・行政機関への手続きが必要な場合は、利用者や代理人の状況によっては代行します。

機能訓練

- ・離床援助・屋外散歩同行・家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。

金銭の管理

- ・原則、金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮願います（紛失した場合の責任は負えません）
- ・やむを得ず持ち込まれる場合は、本人で管理をお願い致します。

記録の保存

- ・サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後 2 年間保管いたします。

10. ご利用の手続き（必要な書類など）

- ① 介護保険被保険者証
- ② 健康保険被保険者証
- ③ 老人医療受給者証
- ④ 身体障害者手帳（障害のある方）

<注意>更新毎に必ず施設までお届けください。

1 1. 退所の手続き

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

退所を希望する日の1ヶ月前までに申し出てください。

ただし以下の場合には即時に契約を解約・解除し、事業所を退所する事ができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、
その他サービスを継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合。

以下の場合には、事業所からの申し出で退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者によるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事等によって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ 利用者が病院に入院し、2ヶ月以上経過した場合、又は明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。
- ⑤ 利用者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設に入居した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

（３）自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ① 介護認定によりご利用者の心身の状況が、自立と判定された場合
- ② 事業所が解散・破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

1 2．施設利用にあたっての留意点

面会

- ・面会時間 午前９：００～午後６：００

それ以外についてはご相談下さい。

- ・インフルエンザの流行時など、面会時間・方法にご配慮頂く場合があります。

外出

- ・必ず行き先と帰所時間、食事の有無など必要なことを所定の用紙で職員にお届け下さい。

喫煙

- ・決められた場所をお願いします。

所持品の持ちこみ

- ・家具・衣類の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内でお持ち下さい。

宗教・政治活動

- ・施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。

ペット

- ・ペットの持ち込みはお断りします。

食べ物の持ち込み

- ・衛生管理上、１回で食べきれる量でお願いします。

1 3．サービス内容に関する苦情

事業所は、提供されたサービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

管理者 加藤 満 TEL：０９４７－８２－５１０８

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

※ 相談を受けた後、事業所は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の有無並びに改善の方法について、問い合わせ者または申し立て者に文書で報告します。

※ 事業所は疑問、問い合わせ及び苦情申し立てがなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取り扱いもいたしません。

・介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ① 福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部 | ０９４７－４９－１０９３ |
| ② 福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 | ０９２－６４２－７８５９ |
| ③ 添田町役場 | ０９４７－８２－１２３１ |

１４．退所時の援助

契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及びその代理人の希望、利用者が退所後に生活されることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

１５．秘密保持の厳守

事業所及びすべての従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその代理人に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。

１６．個人情報の保護

- ① 事業所は、自らが作成または取得し、保存している利用者等の個人情報について、個人

情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。

- ② 事業所は、法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、及び緊急の場合の医療機関等への利用者の心身等に関する情報提供、その他、利用者が重要事項説明書内に記載のある個人情報利用の項目において、利用者または代理人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。
- ④ 事業所で作成し、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また、実費にて複写することもできます。

17. 身体拘束廃止に向けての取り組み

- ① サービス提供に当たり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ③ 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

18. 感染症対策

- ① 事業所は、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は従業者に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施します。
- ③ 以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

19. 介護事故発生の防止

- ① 事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備します。
- ③ 事業所は、事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

20. 個人情報利用

(1) 使用する目的

- ① 居宅サービス計画書に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合。
- ② 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供。
- ③ 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所、その他の関係者と連携を図るため医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供。

(2) 使用する事業者の範囲

- ① 利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者。

(3) 使用する期間

- ① 契約で定める期間

(4) 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

- ② 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと。

2 1. 非常災害対策

- ① 防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります
- ② 防災設備：防火設備、非常放送設備等、必要整備を設けます
- ③ 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。

2 2. その他

(1) 通院・入退院時の送迎

緊急時を除き、通院・入退院時の送迎は、代理人のご協力をお願いします。

(2) 入院時の対応

入院中の対応は、代理人をお願いします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

令和

年

月

日

【利 用 者】

住 所

氏 名

【署名代行者】

住 所

氏 名

関係()

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

【事 業 者】

福岡県田川郡添田町大字野田1494番地の1

社会福祉法人 友あい会

理事長 加未満代

【事 業 所】

福岡県田川郡添田町大字添田1128番地の4

小規模多機能型居宅介護 オレンジ (指定番号 第(4099300032)号)